

第127号

# 横浜市報調達公告版

発行所  
横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市役所

## 【調達公告】

- △ 特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始  
（ブルーライン案内表示器設備構築業務委託 一式）・・・・・・・・・・ 2
- △ 特定調達契約の落札者等の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

---

# 調 達 公 告

---

特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始  
次のとおり提案書の招請を行う。

令和7年10月28日

横浜市交通事業管理者 交通局長

## 1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 件名及び数量  
ブルーライン案内表示器設備構築業務委託 一式
- (2) 業務内容  
提案書作成要領、業務説明資料による。
- (3) 履行期間  
契約締結日から令和10年3月31日まで
- (4) 履行場所  
業務説明資料による。

## 2 提案書の提出者の資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、単体の企業で、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条において準用する横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登録を認められている者であること（種目の条件設定なし）。ただし、参加意向申出書を提出した時点で、上記名簿について申込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登録が完了する場合はこの限りではない。
- (3) (2)の条件を満たしていない者は、次の手続きが必要です。なお、入札参加資格の審査及び確認のために、書類の追加提出を求める場合があります。  
横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」内の資格審査申請システムから特定調達契約に係る入札参加資格申請を行ってください。申請データを送信した後に表示される「申請受付内容」に記載される必要書類を同システム内からPDF形式でアップロードすることにより提出してください。また、申請手続き前及び必要書類のアップロード後に3(4)の局課に必ず連絡してください。
- (4) 令和7年11月7日から受託候補者特定の日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 液晶ディスプレイを用いた鉄道用案内表示器（運行管理システムとの通信を行うもの）を製作し納入した実績のある者。ただし、機器据付および配線工事を一括で請け負ってなくてもよい。

## 3 参加表明の手続

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加資格の確認申請を行わなければならない。

- (1) 申請期限  
令和7年11月7日午後5時
  - (2) 提出書類、提出方法及び提出期間  
提案書作成要領による。
  - (3) 提出場所  
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10  
横浜市交通局技術管理部電気課（横浜市役所19階）  
電話 045(671)3152（直通）
  - (4) 前項第2号に規定する登録に関する問い合わせ先  
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10  
横浜市財政局契約第二課（横浜市役所11階）  
電話 045(671)2186（直通）
  - (5) 契約条項等に関する問い合わせ先  
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10  
横浜市交通局経営管理課（横浜市役所19階）
-

電話 045(671)3171 (直通)

#### 4 提案書提出者の資格の喪失

提案書提出者の資格の確認結果の通知後、プロポーザル参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該プロポーザルに参加することができない。

- (1) 第2項に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 提案書作成要領に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。

#### 5 提案書に必要な書類を示す場所等

本プロポーザルに係る提案書作成要領等は、次項第2号に掲げる局課において、この公告の日から令和7年11月12日まで閲覧に供する。

#### 6 提案書作成要領等の交付方法等

横浜市ホームページ（ビジネス>入札・契約）よりダウンロード可能。

[\(https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2025/itaku/koutuu/\)](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2025/itaku/koutuu/)

また、次に掲げる期間・場所で交付を行う。

##### (1) 貸出期間

公告の日から令和7年11月12日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く毎日午前9時から午後5時まで）

##### (2) 貸出場所

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10  
横浜市交通局技術管理部電気課（横浜市役所19階）  
電話 045(671)3152（直通）

#### 7 提案書の提出期限及び提出場所

##### (1) 提出期限

令和7年12月8日午後5時

##### (2) 提出書類及び提出方法

提案書作成要領のとおり

##### (3) 提出場所

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10  
横浜市交通局技術管理部電気課（横浜市役所19階）  
電話 045(671)3152（直通）

#### 8 提案書の無効

次の提案書は、無効とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出場所、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して評価委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

#### 9 受託候補者の特定

##### (1) 提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング

提案書の提出者に対して、提案書の内容について個別にプレゼンテーションを求め、ヒアリング（横浜市へ提案についての説明及び質疑応答）を行う。

##### (2) プロポーザルの特定方法

受託候補者特定に係る実施要領による。

#### 10 その他

##### (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 経費負担  
提案書の提出に係る一切の経費は提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書の取扱い  
横浜市に提出された提案書は返却しない。
- (4) 契約締結の交渉  
特定した受託候補者に対して、当該業務に係る契約締結の交渉を行う。
- (5) 詳細は、提案書作成要領による。

11 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Blue Line Departure Display System Development Contract
- (2) Deadline for the tender: 5:00p.m., 7 November, 2025 (Japan Standard Time) \*For details, see the description of the tender
- (3) Time-limit to submit proposal: 5:00p.m., 8 December, 2025 (Japan Standard Time)
- (4) Language: Japanese is the only language used in all the contract procedures
- (5) Contact point for the notice: Management Administration Division, Transportation Bureau, City of Yokohama, 6-50-10 Hon-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0005 TEL 045(671)3171

特定調達契約の落札者等の決定  
 特定調達契約の落札者等を次のとおり決定した。

令和7年10月28日

番号	落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地	落札者又は随意契約の相手方を決定した日	落札者又は随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地	落札金額又は随意契約に係る契約金額(円)	契約の相手方を決定した手続	当該入札公告を行った日	随意契約の理由	契約事務受任者又は事業管理者
1	選挙システム標準化に伴う基幹ネットワーク整備業務委託一式	デジタル統括本部 企画調整部住民情報基盤課 中区本町6丁目50番地の10	令和7年9月24日	エフサステクノロジーズ株式会社 東日本ビジネス本部 関東・甲信越ビジネス統括部 さいたま市大宮区桜木町1丁目11番20号	50,420,700	随意契約	—	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号	デジタル統括本部長